

令和6年9月9日

公益社団法人全日本不動産協会 兵庫県本部
本部長 南村 忠敬 殿

兵庫県建設業関係労働時間削減推進協議会

厚	生	労	働	省	兵	庫	労	働	局					
国	土	交	通	省	近	畿	地	方	整	備	局			
兵	庫	県	農	林	水	産	部							
兵	庫	県	土	木	部									
兵	庫	県	ま	ち	づ	く	り	部						
兵	庫	県	企	業	庁									
一	般	社	団	法	人	兵	庫	県	建	設	業	協	会	
建	設	業	労	働	災	害	防	止	協	会	兵	庫	支	部

建設業における適正な工期設定及び働き方改革の推進に関する要請書

平素より、労働行政の運営につきまして格別の御理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の現状については、年々就業者が減少し、高齢化の進行が全産業の中でも顕著であり、また、年間総労働時間についても全産業平均よりも長く、人手不足の解消、中長期的な担い手の育成・確保が喫緊の課題となっております。

このような中、本年4月から、これまで適用が猶予されていた建設業においても「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）による時間外労働の上限規制が適用されました。

建設業における更なる働き方改革の推進に向け、建設業者に対し法令の趣旨・内容の理解を促すとともに、週休2日制の確保、適正な工期の設定、年次有給休暇の取得促進等労働時間削減のための取組を進めることが重要ですが、これらの実現のためには、工事発注に当たって、

- ・適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行うこと
- ・時間外労働の上限規制に遵守して行う工期の設定に協力し、当該規制への違反を助長しないよう十分留意すること
- ・各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受発注者間で協議して必要に応じて計画変更を行うこと

などの工事発注者等の御理解、御協力が必要不可欠です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、以下を活用する等により、傘下の会員企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【 参 考 】

- ・働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト
(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html



- ・建設業の時間外労働の上限規制 特設サイト
(厚生労働省ホームページ)

https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html

